

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体（自治体）に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体（自治体）以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附した団体（自治体）に提出していただく必要がありますので、申請書と必要添付書類のご提出をお願いいたします。

【ご注意】確定申告をする方や6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請する方等は、特例が適用されません。

～ ワンストップ特例を申請しても適用されない場合 ～

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした又は住民税の申告をした
- ・ 6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったが、変更の届出がされていない

※ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに寄附した団体（自治体）に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

添付する書類

◆マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

番号法の施行（マイナンバー導入）に伴い、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と一緒に郵送することが必須になりました。

	〔個人番号カード〕 を持っている人	〔通知カード〕 を持っている人	〔個人番号カード〕・〔通知カード〕 のどちらも無い人
個人番号確認 の書類	個人番号カードの 〔裏面〕のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの 〔表面〕のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名及び生年月日 または住所が確認できるように コピーする。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名及び生年月日 または住所が確認できるように コピーする。

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例

(ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

【注意事項】

「E」「F」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

※ご提出期限：翌年1月10日（必着）

A.寄附された元号・年が記載されているかご確認ください。

B.記入年月日・宛先をご記入ください。併せて正しい内容が記載されているかご確認ください。
※申請は住民票記載の住所となります。
※宛先は、寄附先の市町村区名に長をつけて記入。

令和 ○ 年 寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 ○ 年 月 日	兵庫県知事 殿	整理番号	12345200000001
住所	〒130-0015 東京都墨田区横網1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2階	ふりがな	きふ たろう
電話番号	05-7000-3155	氏名	寄附 太郎
		個人番号	0000000000000000
		生年月日	明治 39 年 3 月 1 日

C.個人番号
(マイナンバー)を記入してください。

★E・Fどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。

E.確定申告
(または住民税申告)をしない方はチェックしてください。

※確定申告が必要な自営業者の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

F.寄附先の団体が1年間(1/1~12/31)で5団体以内であればチェックしてください。
(寄附回数ではなく寄附先の数)

D.寄附をした年月日と金額をご確認ください。
※同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項	寄附年月日	寄附金額
	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	100,000 円
2. 申告の特例の適用に関する事項		
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれの欄の口をチェックをしてください。		
① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	☐	
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。		
(1) 特別控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者		
(2) 特別控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者		
② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	☐	
(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。		
(切り取らないでください。)		

令和5年寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
住所	〒812-0013 福岡県基本情報市基本情報住所1 基本情報住所2	受付日付印
氏名	寄附 太郎 殿	
〒673-0402 兵庫県三木市加佐931 兵庫県立三木高等学校		受付団体名 兵庫県